

商工債保護預り口座運用規定

- この規定は、当金庫よりお届けの住所に送付した「ワリショー、リッショー、リッショーワイドの新規発行終了についてのお知らせ」（以下「お知らせ」といいます。）がお客様へ届き、その内容に対して特段のお申し出がない個人のお客様についての商工債保護預り口座（総合口座を含みます。）の運用方法を記載したものです。債券のお取扱いについて別途ご指定いただいている場合、お知らせがお客様に届かなかった場合などは、この限りではありません。
- ①償還日到来時の元金のお取扱いで継続、乗換えにより生じた乗換割引料または利払日到来時の利金のお取扱いで増額購入をご指定いただいていたお客様は、〔増額タイプ〕をご覧ください。
- ②償還日到来時の元金のお取扱いで継続、乗換えにより生じた乗換割引料または利払日到来時の利金のお取扱いで受取りをご指定いただいていたお客様は、〔同額タイプ〕をご覧ください。
- ③償還日到来時の元金のお取扱いで継続、乗換えにより生じた乗換割引料または利払日到来時の利金のお取扱いで他の口座の債券の購入をご指定いただいていたお客様は、〔組合せタイプ〕をご覧ください。
- ④償還日到来時の元金のお取扱いで償還受取り、利払日到来時の利金のお取扱いで受取りをご指定のお客様は、〔フリータイプ〕をご覧ください。
- 増額タイプ、同額タイプ、組合せタイプのお客様で、償還日到来時に償還受取り（継続の中止）をご希望のときは、償還日の前営業日までに、取引店にて当金庫所定の手続をしてください。

〔増額タイプ〕

1. 元金のお取扱い

このタイプで運用している債券の元金の償還日には、当金庫所定の定期預金に自動的に振替します。

2. 利金のお取扱い

このタイプで運用している債券について利払日が到来したときは、利払日が元金の償還日と同じである場合、元金償還金とともに当金庫所定の定期預金に自動的に振替します。利払日が元金の償還日と異なる場合、その税引後の利金が1万円以上であれば、当金庫所定の定期預金へ自動的に振替し、1万円未満であれば、普通預金に入金します。

〔同額タイプ〕

1. 元金のお取扱い

このタイプで運用している債券の元金の償還日には、当金庫所定の定期預金に自動的に振替します。

2. 利金のお取扱い

このタイプで運用している債券について利払日が到来したときは、その利金については、ご指定の取

扱いによります。ただし、商工債買入預金（以下「買入預金」といいます。）（留保口）をご指定いただいている場合は、普通預金に入金します。

〔組合せタイプ〕

1. 元金のお取扱い

このタイプで運用している債券の元金の償還日には、当金庫所定の定期預金に自動的に振替します。

2. 利金のお取扱い

このタイプで運用している債券について利払日が到来したときは、利払日が元金の償還日と同じである場合、元金償還金とともに当金庫所定の定期預金に自動的に振替します。利払日が元金の償還日と異なる場合、その税引後の利金が1万円以上であれば、当金庫所定の定期預金へ自動的に振替し、1万円未満であれば、普通預金に入金します。

〔フリータイプ〕

1. 元金のお取扱い

このタイプで運用している債券の元金は、ご指定の口座に入金します。

2. 利金のお取扱い

このタイプで運用している債券について利払日が到来したときは、その利金は、ご指定の口座に入金します。

〔規定の変更〕

1. この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。